

年金生活者支援給付金への対応状況

令和元年 10 月
事業企画部

年金生活者支援給付金制度の請求手続・広報

- 令和元年10月1日から「年金生活者支援給付金制度」が施行。
(初回給付は12月中旬(10月・11月分の年金と同時))
- 年金受給者や年金を新規に請求される方には、主に以下の書類を送付。

【主な手続】

① 簡易な給付金請求書(はがき型) 9月上旬から順次発送

- ・ 既年金受給者(4月1日時点で基礎年金受給)で、給付金の支給要件に該当することが確認された方に送付。
- ・ 簡易な給付金請求書(はがき型)に、氏名等を記入のうえ返送いただく。

(令和元年12月支払いのため10月18日までに届くよう投函をお願いしている。)

② 給付金請求書 (平成31年4月から受付開始。)

- ・ 老齢基礎年金の場合、年金請求書に給付金の請求書を同封して新規年金請求者(4月2日以降に65歳に到達・老齢基礎年金を新規に請求される方)に送付。(誕生月の3か月前)
- ・ 給付金請求書に、氏名等を記入のうえ提出いただく。(年金請求書と一緒に提出をお願いしている。)

※ このほか、特別支給の老齢厚生年金を受給中の者、老齢基礎年金の繰上げ受給者(65歳到達時)、共済期間のみの者など、受給者の状況に応じた請求書等がある。

- 確実に請求手続を行っていただくよう周知・広報を順次実施。

【主なもの】

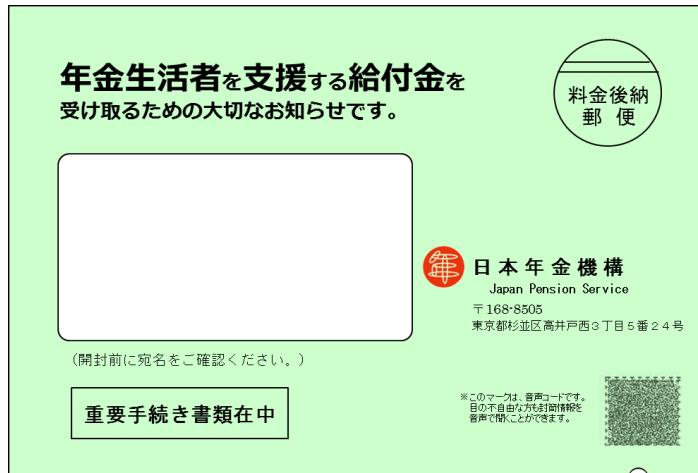
- ・ 8月5日～「年金生活者支援給付金専用ダイヤル」のコールセンター(0570-05-4092)を設置
(500席を設置し、「ねんきんダイヤル」とあわせると最大1400席設置)
厚生労働省HPに給付金特設サイト設置
- ・ 9月上中旬頃～ポスター、リーフレット等を配布、ラジオ広告、インターネット広告等を実施
- ・ 9月16日～ **テレビCM**
(10月頃～病院・薬局の待合室等でも放映できるチャンネルでもテレビCMを配信) など

※ このほか、市町村等にポスター、リーフレット等の周知を依頼。施設団体等にも簡易な給付金請求書(はがき型)等の適切な取扱い等を依頼。

簡易な給付金請求書(はがき型) 対象者の請求手続

(4月1日時点で基礎年金受給・要件判定された方)

- ① 日本年金機構から給付金の請求書が入った封筒が郵送される
(令和元年9月頃)



- ② 同封の請求書に氏名などを記入

年金生活者支援給付金請求書

年金生活者支援給付金を請求いたします。

提出日 令和 年 月 日

フリガナ	XXXX XXXX	電話番号			
氏 名	Ⓔ				
照会番号	12345678901	生年月日	XX99年99月99日	種別コード	1

※上記の太枠内を必ずご記入ください。

◎ 日本年金機構では、請求者ご本人やご家族（世帯員）の所得情報を市町村から提供いただき、年金生活者支援給付金の要件を判定しています。（所得に関する情報について、関係法令に基づき、申告義務がある場合には、正しく申告する必要があります。）

1908 1018 013 A

- ③ 切手を貼って投函



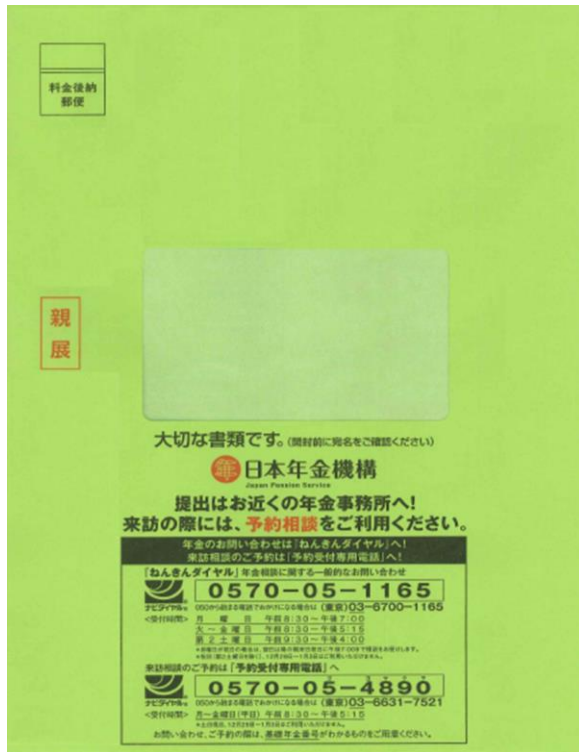
新規裁定請求者の請求手続

(4月2日以降に65歳に到達・老齢基礎年金を新規に請求される方)

- ① 日本年金機構から年金の請求書とあわせて給付金の請求書が入った封筒が郵送される
(誕生月の3か月前)

- ② 同封の請求書に記載事項を記入

- ③ 年金の請求書にあわせて、給付金の請求書を年金事務所へ提出



年金生活者支援給付金請求書

届番コード	712	※賦課年命番号(10桁)で提出する場合は左記欄にご記入ください。	
①個人番号(マイナンバー)または基礎年金番号			
②氏名	フリガナ	姓	名
③生年月日	5. 昭和	年	月
④住所	〒 - 電話番号 ()		

※ ①～④の上記空白欄内にご記入ください。
※ 署名が自筆の場合は、押印は必要ありません。
※ 給付金は、年金の受取口座と同じ金融機関へお支払いします。

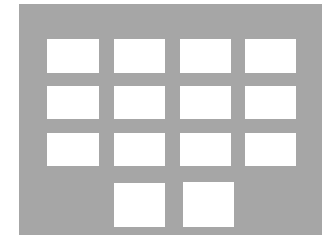
【日本年金機構記入欄】※以下、記入しないでください。

給付金種別	1. 老給	2. 軍給	3. 遺族
支払	②所属欄	円	分
決定年月日	お振込年度	お振込月日	お振込当日月日
9	9	9	9

年金生活者支援給付金請求書 0570-05-4890

市区町村 年金事務所

受取年月日 受取年月日



請求手続きが、
はじまります。

「年金生活者支援
給付金制度」の

中に入っている
ハガキに名前を
書いてご請求ください。

年金生活者を支援する給付金を
受け取るための大切なお知らせです。

200-8505
東京都杉並区高井戸西
3-25-24

年金 幸子 様

12345678901234
12345

(開封前に宛名をご確認ください。)

※要手続き書類在中

料金後納
郵便

日本年金機構
Japan Pension Service

〒168-8505
東京都杉並区高井戸西 3丁目 番24号

対象者の方には、「日本年金機構」からこの封書が届きます。

高齢年金生活者
支援給付金

障害年金生活者
支援給付金

遺族年金生活者
支援給付金

●対象者は、一定の所得以下の年金受給者です。

●年金生活者支援給付金を受け取るには、請求書の提出が必要です。

●日本年金機構から送られてきた封書に入っている請求書に記入してご返信ください。

※2019年4月2日以降に基礎年金を受け始めた方には、年金の請求書と一緒に書類をお送りしています。

年金生活者支援給付金のご請求でお困りになったときには、お電話ください。

年金生活者
支援給付金
専用ダイヤル

0570-05-4092

年金給付金 検索

(受付時間) 月曜日 午前8:30～午後7:00 [火～金曜日 午前8:30～午後5:15] 土曜日 午前9:30～午後4:00 [お問い合わせは専用ダイヤル、または日本年金機構の窓口へ行ってください。]
○日本年金機構や厚生労働省から、電話で口座番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めたことはありません。「年金生活者支援給付金」をいただく際にはご注意ください。

(参考) 年金生活者支援給付金の概要

年金生活者支援給付金は、年金を含めても所得が低い者（前年の所得額が老齢基礎年金満額以下の者など）の生活を支援するために、年金に上乗せして支給するものである。

【令和元年度基準額 年6万円（月5,000円）】

高齢者への給付金（老齢年金生活者支援給付金）

【支給要件】

- ① 65歳以上の老齢基礎年金の受給者であること
- ② 前年の公的年金等の収入金額※¹ とその他の所得（給与所得や利子所得など）との合計額が、老齢基礎年金満額相当（約78万円）※² 以下であること
- ③ 同一世帯の全員が市町村民税非課税であること

※¹ 障害年金・遺族年金等の非課税収入は含まれない。

※² 毎年度、老齢基礎年金の額を勘案して改定。令和元年度は779,300円。

【給付額】 (1)と(2)の合計額が支給される。

(1) 保険料納付済期間に基づく額（月額）

$$= 5,000\text{円} \times \text{保険料納付済期間（月数）} / 480\text{月}$$

(2) 保険料免除期間に基づく額（月額）

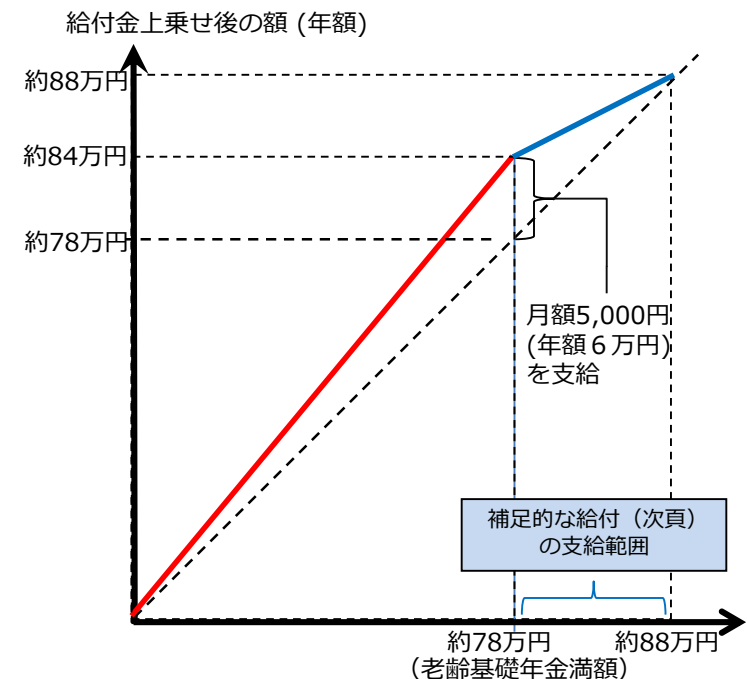
$$= \text{約}10,800\text{円} \times \text{保険料免除期間（月数）} / 480\text{月}$$

※³ 毎年度、物価変動に応じて改定。

※⁴ 老齢基礎年金満額（月額）の1/6（保険料全額免除、3/4免除、半額免除期間の場合）。ただし、保険料1/4免除期間の場合は、老齢基礎年金満額（月額）の1/12（約5,400円）。

例：

保険料 納付済期間	保険料 全額免除期間	給付金額 （月額）	老齢基礎年金額 （月額）	老齢基礎年金額 + 給付金額（月額）
480月	0月	5,000円	65,000円	70,000円
240月	0月	2,500円	32,500円	35,000円
360月	120月	6,450円	56,875円	63,325円
240月	240月	7,900円	48,750円	56,650円



前年の公的年金等の収入金額とその他の所得との合計額
（注）保険料納付済期間に基づく公的年金だけで生活している者の例

高齢者への給付金（補足的老齢年金生活者支援給付金）

- ・老齢年金生活者支援給付金の所得要件（支給要件の②）を満たさない者であっても、前年の公的年金等の収入金額とその他の所得との合計額が約88万円※⁵までの者に対しては、老齢年金生活者支援給付金を受給する者と所得総額が逆転しないよう、補足的な給付を支給する。

※⁵ 令和元年度は879,300円。

- ・補足的な給付の額は、所得の増加に応じて逡減する。

障害者や遺族への給付金（障害年金生活者支援給付金・遺族年金生活者支援給付金）

- 【支給要件】
- ① 障害基礎年金または遺族基礎年金の受給者であること
 - ② 前年の所得※⁶が、462万1,000円以下※⁷であること

※⁶ 障害年金・遺族年金等の非課税収入は、給付金の判定に用いる所得には含まれない。

※⁷ 20歳前障害基礎年金が支給停止となる所得基準額と同額となるよう設定。扶養親族等の数に応じて増額する。

- 【給付額】
- | | |
|------------------|----------------------------|
| 障害等級2級の者及び遺族である者 | …5,000円※ ⁸ （月額） |
| 障害等級1級の者 | …6,250円※ ⁸ （月額） |

※⁸ 毎年度、物価変動に応じて改定。

その他

- ・施行日…令和元年10月1日（消費税率の10%への引上げの日）
※10月施行のため、初回支払いは、10月・11月分を12月に支給することとなる。
- ・手続 …本人の認定請求により受給権発生。日本年金機構が支払事務を実施。年金と同様に2か月毎に支給。
- ・費用 …全額国庫負担（令和元年度予算額（4か月分）：約1,859億円）
- ・その他…各給付金は非課税。

別冊資料

(年金生活者支援給付金への対応状況)

簡易な給付金請求書(はがき型) 送付物

※平成31年4月1日時点で基礎年金を受給しており、かつ、給付金の支給要件を満たしていることが確認できた方に送付する。

① 簡易な給付金請求書(はがき型) 送付対象者へ送付する封筒

年金生活者を支援する給付金を
受け取るための大切なお知らせです。

料金後納
郵便



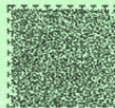
日本年金機構
Japan Pension Service

〒168-8505
東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号

(開封前に宛名をご確認ください。)

重要手続き書類在中

※このマークは、音声コードです。
目の不自由な方も封筒情報を
音声で聞くことができます。



あなたは年金生活者支援給付金を
受け取ることができるため
同封のはがきを提出してください

『日本年金機構ホームページ』<http://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構

検索

二次元
コード

※目隠しシールを同封して送付する。

② 封筒に封入する簡易な給付金請求書(はがき型)

宛名面

168-8505
東京都杉並区高井戸西
XX-XX-X

年金 太郎 様

XXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXX

対象者の照会番号
123456789012

令和元年12月支払いのため
令和元年10月18日
までに届くよう投函してください

上記より遅れてご提出の場合は、お支払いが令和2年2月以降となります。

この封筒に貼る切手は、郵便局で貼ってください

年金生活者支援給付金請求書

 ←二次元コードは、事務処理で使用するため、汚さないでください。

年金生活者支援給付金を請求いたします。

提出日 令和 年 月 日

フリガナ	XXXX XXXX	電話番号
氏名		
照会番号	12345678901	生年月日
	XX99年99月99日	種別コード
		1

※上記の太枠内を必ずご記入ください。

◎ 日本年金機構では、請求者ご本人やご家族（世帯員）の所得情報を市町村から提供いただき、年金生活者支援給付金の要件を判定しています。（所得に関する情報について、関係法令に基づき、申告義務がある場合には、正しく申告する必要があります。）

1908 1018 013 A

宛名面うら

このはがきは、あなたの年金に上乗せして支給される年金生活者を支援する給付金を受け取るための請求書です。

年金生活者支援給付金を受け取るためには、この請求書の提出が必要となりますので、速やかにお手続きをお願いします。

年金生活者支援給付金は、消費税率引き上げ分を活用し、公的年金等の収入金額や所得金額が一定基準以下の方に、生活の支援を図ることを目的として、年金に上乗せして支給するものです。

● 請求した場合の年金生活者支援給付金の見込額（月額）は次のとおりです。

年金生活者支援給付金 見込額（月額）	X,XXX 円
給付金種別	老齢 年金生活者支援給付金

※実際に支給される年金生活者支援給付金額は、この見込額（月額）と異なる場合があります。

※見込額欄が「＊」で表示の方には、お手続き後に改めてお知らせいたします。

ご記入の際は、
同封の「年金生活者支援給付金請求手続きのご案内リーフレット」をご覧ください

請求書面うら

き が は 郵便

XXXX-XXXXXX

〇〇〇〇郵便局留

東京都杉並区高井戸西3-5-24

日本年金機構 行

カスタマババーコード

〒

住所

氏名

差出人

お手数ですが、お貼りください

③ 簡易な給付金請求書(はがき型) に封入するリーフレット表面

年金生活者支援給付金請求手続きの ご案内リーフレット

年金生活者支援給付金は、消費税率引き上げ分を活用し、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

- ✓ 本案内は年金生活者支援給付金が受け取れる方に、ご案内しています。
- ✓ 同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)に、必要事項をご記入の上、なるべく一週間以内※¹にご提出ください。

■ 請求手続きの流れ

- ① 同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)を切り取り線に沿って切り離し、氏名などを記入



- ② 目隠しシールと切手を貼り、郵便ポストに投函

- ・ 2019年10月※²に、支給決定通知書が到着
- ・ 2019年12月上旬※²に、振込通知書が到着

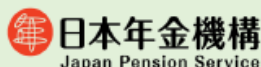
- ③ 12月中旬※²に、受給している年金と同時※³に、年金生活者支援給付金を支給

【ご注意ください】

- ※¹ 一週間を過ぎてても手続きは可能です。ただし2019年12月末日を過ぎて手続きをした場合、2020年2月分からの年金生活者支援給付金のお支払いとなり、2019年10月分～2020年1月分の年金生活者支援給付金を受け取れません。
- ※² ご提出時期により、上記日程は異なります。
- ※³ 年金生活者支援給付金のお支払いは、2カ月分を翌々月の中旬に年金と同じ受取口座に、年金とは別途お支払いします。

ご不明点がございましたら、給付金専用ダイヤルまたは年金事務所へお問い合わせください。

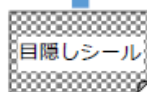
『給付金専用ダイヤル』：0570-05-4092(ナビダイヤル)



1908 1018 006

はがき(年金生活者支援給付金請求書)の書き方と見方

■ 記入例



- ① 下記⑦～⑨をすべてご記入ください。
⑦ 本はがきの宛名に記載のある氏名を書いてください。
※ 自筆署名の場合、押印は不要です。
⑧ 記入した日を書いてください。
⑨ 日中通じる電話番号を書いてください。
- ② 同封の目隠しシールを、⑦⑧⑨の面を覆うように貼ってください。
- ③ 表面に切手を貼り、郵便ポストへご投函ください。

※ はがき(年金生活者支援給付金請求書)は折り曲げたり、目隠しシール以外のシール等を貼ったりしないでください。

■ 年金生活者支援給付金の見込み額

このはがきは、あなたの年金に上乗せして支給される年金生活者を支援する給付金を受け取るための請求書です。

年金生活者支援給付金を受け取るためには、この請求書の提出が必要となりますので、速やかにお手続きをお願いします。

年金生活者支援給付金は、消費税率引き上げ分を活用し、公的年金等の収入金額や所得金額が一定基準以下の方に、生活の支離を助けることを目的として、年金に上乗せして支給するものです。

● 請求した場合の年金生活者支援給付金の見込み額(月額)は次のとおりです。

年金生活者支援給付金 見込み額(月額)	X,XXX 円
給付金種別	老齢 年金生活者支援給付金

※実際に支給される年金生活者支援給付金額は、この見込み額(月額)と異なる場合があります。
※見込み額欄に「*」で表示の方には、お手続き後に改めてお知らせいたします。

ご記入の際は、同封の「年金生活者支援給付金請求手続きのご案内リーフレット」をご覧ください。

- 赤枠の見込額(月額)は、2019年8月時点で受給していた年金をもとに算出しています。
- ※ 現在、受給している年金の種類や保険料納付済期間等により、実際に受け取れる給付額は、この見込額と異なる場合がありますが、見込額欄に「*」で表示の方には、お手続き後に改めてお知らせいたします。
- 給付額の計算方法は、裏面をご覧ください。

給付金のお問い合わせは「給付金専用ダイヤル」へ!

給付金専用ダイヤル : 0570-05-4092(ナビダイヤル)
050 から始まる電話でおかけになる場合は (東京) 03-5539-2216

<受付時間>

月曜日	午前8:30～午後7:00	* 月曜日が祝日の場合は、翌開所日に午後7:00まで、火～金曜日 午前8:30～午後5:15
火～金曜日	午前8:30～午後5:15	
第2土曜日	午前9:30～午後4:00	* 祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

- お問い合わせの際は、はがき(年金生活者支援給付金請求書)をご用意ください。
- (注) 間違い電話が発生しておりますので、おかけ間違いのないようご注意ください。

④ 簡易な給付金請求書(はがき型) に封入するリーフレット裏面

支給要件と給付額の計算方法

給付金種別が「老齢」の方

■ 支給要件

以下の支給要件をすべて満たしている方が対象となります。

- ① 65歳以上で、老齢基礎年金※を受けている
- ② 請求される方の世帯全員の市町村民税が非課税となっている
- ③ 前年の年金収入額とその他の所得額の合計が879,300円以下である
 - ※ 旧法の老齢年金、旧共済の退職年金、その他の老齢・退職を支給事由とする年金であって、政令で定める年金についても対象となります。

■ 給付額

基準額に、保険料納付済期間等に応じて算出され、次の①と②の合計額となります※1。

① 保険料納付済期間に基づく額(月額)

$$= 5,000円 \times \text{保険料納付済期間}^{\ast 2} / 480月$$

② 保険料免除期間に基づく額(月額)

$$= 10,834円^{\ast 3} \times \text{保険料免除期間}^{\ast 2} / 480月$$

- ※1 前年の年金収入額とその他の所得額の合計が779,300円を超え879,300円以下の方には、①に一定割合を乗じた補足的な老齢年金生活者支援給付金が支給されます。
- ※2 給付額の算出のもととなった保険料納付済期間や保険料免除期間は、お手持ちの年金証書や支給額変更通知書等で確認できます。
- ※3 保険料全額免除、3/4免除、1/2免除期間は10,834円(老齢基礎年金満額(月額)の1/6)、保険料1/4免除期間は5,417円(老齢基礎年金満額(月額)の1/12)となります。毎年度の老齢基礎年金の額の改定に応じて変動します。

給付額の例

▶ 納付済月数が480カ月、全額免除月数が0カ月の場合

- ① $5,000円 \times 480 / 480月 = 5,000円$ ② $10,834円 \times 0 / 480月 = 0円$
 <合計> ① 5,000円 + ② 0円 = 5,000円(月額)

給付金種別が「障害」の方

■ 支給要件

以下の支給要件をすべて満たしている方が対象となります。

- ① 障害基礎年金※1を受けている
- ② 前年の所得額が「4,621,000円+扶養親族の数×38万円※2」以下である
 - ※1 旧法の障害年金、旧共済の障害年金であって、政令で定める年金についても対象となります。
 - ※2 同一生計配偶者のうち70歳以上の者または老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となります。

■ 給付額

- 障害等級が2級の方 : 5,000円(月額)
- 障害等級が1級の方 : 6,250円(月額)

給付金種別が「遺族」の方

■ 支給要件

以下の支給要件をすべて満たしている方が対象となります。

- ① 遺族基礎年金を受けている
- ② 前年の所得額が「4,621,000円+扶養親族の数×38万円※」以下である
 - ※ 同一生計配偶者のうち70歳以上の者または老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となります。

■ 給付額

○ 5,000円(月額)

ただし、2人以上の子が遺族基礎年金を受給している場合は、5,000円を子の数で割った金額がそれぞれにお支払いとなります。

留意事項

■ 添付書類は不要

- 市町村から提供を受ける所得情報により、年金生活者支援給付金の支給要件を満たしているか判定していますので、基本的に課税証明書等の添付は必要ありません。
- ※ 所得情報を確認できない場合など、提出をお願いする場合があります。
- ※ 所得に関する情報について、関係法令に基づき、申告義務がある場合に、正しく申告する必要があります。
- 支給要件を満たす場合、2年目以降のお手続きは原則不要となります。
- 支給要件を満たさなくなった場合、年金生活者支援給付金は支給されません。その際は「年金生活者支援給付金不該当通知書」をお送りします。

■ 給付額の改定

- 給付額は、毎年度、物価の変動による改定(物価スライド改定)があります。
- 給付額を改定した場合は「年金生活者支援給付金改定通知書」をお送りします。

■ 年金生活者支援給付金が支給されない場合

※このご案内をお送りした方も同様です。

- 次の①～③のいずれかの事由に該当した場合、年金生活者支援給付金は支給されません。
 - ① 日本国内に住所がないとき
 - ② 年金が全額支給停止のとき
 - ③ 刑事施設等に拘禁されているとき
- または③の場合は必ず届出が必要となりますので、給付金専用ダイヤルまたは年金事務所にご相談ください。

■ ご記入が困難な場合

- ✓ 請求書の氏名などを自筆で書くことが困難な場合には、代理人などがご本人の氏名をご記入いただけます。この場合は、押印が必要となります。